『学生を取り巻く環境と事件性のある諸問題』

~求められる対応と体制/学生相談の立場から~

=平成29年度 学生生活にかかるリスクの把握と 対応に関するセミナー《基調講演①》

平成29(2017)年11月27日(月)

@東京国際交流館プラザ平成

話題提供:東京工業大学保健管理センター(カウンセラー)

齋藤憲司

*「個別カウンセリング」の位置づけ

- 1)日々の相談活動/1つ1つの面接
 - ~ 学生の個別ニーズに応え、適応を支援 (第一義的には"そのためにここに居る")
 - ⇒ すべての信頼感の素であり、礎である。
- 2)なんでも相談/敷居を低く ⇔ 心理相談/専門性を高く
 - ⇒「ぜひ、遠慮なく活用してくださいね」と声かけ
 - ⇒学生期(青年期)の発達課題を見定めつつ
- 3) 学生支援の最前線に立つ(座る)
 - ~ 学生の状態•希望を(最初に/深く)キャッチ ("いかに聴けるか/いかに伝えられるか")
 - ⇒ 現代学生像を伝え、具体的な施策を提案していく ことが可能(責務でもある)

*学生相談から見た現代的な諸問題

~模擬相談事例と対応の実際~

A: ひきこもり系の諸問題

- ~不登校、留年、休学・退学、引きこもり、等
 - ⇒ "潜伏してしまう"ケース/ほどよく関わりを

B:いのちに関わる諸問題

- ~自殺問題、うつ状態、経済的困窮、等
 - ⇒ "引き裂かれる"ケース/しっかりと絆を

C:事件性のある諸問題

- ~ ハラスメント、カルト、各種トラブル、不正等
- ⇒ "騒々しい"ケース / 適切な自己主張を

*「ひきこもり系の諸問題」からの対応施策

- ⇒ 状況・対応次第では"事件性"になりうることに留意!
- i)"積極的働きかけ"の必要性
 - ~専攻/クラス担任/学務課等の事務窓口において、 成績・出席状況から適応状況の把握・相談呼びかけを依頼 □ 「適応支援教育(導入教育)」の提唱
- ii)親・家族からの相談への対応/親・家族への働きかけ
 - ~ コンサルテーションに開かれたCoの対応姿勢 大学からの定期連絡、保護者会の開催等の構えを準備
- iii)学生たちには、"仲間づくり"(ピアサポート)の機会を提供 ~友人による相互援助力の低下という現状を打破すべく、 また各所に呼びかけている

*「いのちに関わる諸問題」からの対応施策

- ⇒ 状況・対応次第では"事件性"になりうることに留意!
- i)心身のコンディションが第一という構え
 - ・いのちに関わるという認識=何よりも休養・療養
 - ・現実との折り合い(締め切り・ルール・公平性等)
- ii) 危機意識の共有 → 相互に"存在の肯定"
 - ・お互いに無理をしない/させないこと(価値観の見直し)
 - サポートネットワークの形成へ
 - iii)即応できる/敷居の低い相談窓口の工夫
 - ・いっそうの広報と電話相談デスク等の充実を図りつつ。
 - ⇒ (参考) 『学生の自殺防止のためのガイドライン」 (2014.日本学生相談学会)

*事件性のある諸問題:その諸相(その1)

~法律と現状~

1)法的な整備:学校保健安全法 第26条

(学校安全に関する学校設置者の責務)

- 事故、加害行為、災害等により児童生徒に生じる危機を防止
- ・児童生徒等に危険が現に生じた場合において適切に対処
 - ⇔施設・設備、管理運営体制の整備充実、その他必要な措置

2) 学生と大学をめぐる現状

(教職員の日常的な苦労⇔(報道等での)社会的な課題)

- •[触法行為] 交通事故、強盗、傷害、脅迫、恐喝、 性的犯罪、薬物使用、未成年飲酒
- •[遭難事故] 正課(演習等)、課外活動(海•山)、留学
- •[教育機関として不適切な行為] 各種ハラスメント、人権侵害、 いじめ(SNS等)、カルト、不正行為、研究倫理

*事件性のある諸問題:その諸相(その2) ~大学等における危機~(参考:内野他,2010)

1)個人レベルの危機

~ 学生・教職員に関わる事件・事故(学内/学外)

2)大学コミュニティレベルの危機

~大学のセキュリティへの脅威、イメージ低下

3)地域社会レベルの危機

- ~ 自然災害や凶悪な犯罪など大学を越えた影響
- ⇔ 時に1)~3)は連動する
- ⇔ 学生の発達課題や心理的危機との相互作用を考慮して
- ⇔ 各構成員が被害者にも加害者にもなりうる

*「事件性のある諸問題」からの対応施策

- i)迅速な対応システムの整備を働きかける
 - ~大学としての姿勢・意向が構成員に安心と信頼をもたらす 3つのモジュール「相談」・「調整」・「調査・審理」の確立へ
- ii)"被害者ケア/加害者ケア"の双方に、十二分に配慮
 - ~ · 訴えにくさと傷つきの深さ(深い怒りと消えがたい恨み)
 - ・処分や自己防衛との絡み(内省のむつかしさ)
- iii)"被害者にならないために/加害者にならないために
 - ~*教職員研修(FD•SD)の充実)
 - *学生教育の充実(授業、グループワーク、心理教育)
 - ⇒ 教材の開発「模擬事例集」、DVD「教職員編」「相談員編」

<学生への配慮に係る留意点(関わる手順・プロセス(1))>

i)「気づく」

~ 被害者からの訴え、加害側の申告 第三者・外部からの通報、マスコミ等の報道(組織対応)

ii)「声をかける/関わる」

~ (被害者)全力で守る構え、君の責任ではない、解決システム (加害者)君を守るためにも、事態を複雑にしない(再犯防止)

iii)「心情を受けとめる」

- ~ (被害者)恐怖心·不安感、理不尽さへの怒り (加害者)警戒心·孤独感·抵抗感と自尊心
- =裁定・処分:法と規則(+前例)に沿って = <必要に応じて:環境調整(接触を避ける、教育的配慮等)>
 - ~ (被害者)新たな傷とならぬよう(セカンドハラスメント) (加害者)厳正に毅然と対応、人格と権利の尊重

<学生への配慮に係る留意点(関わる手順・プロセス(2))>

iv)「絆(きずな)をつくる」

- ~ (被害者)あらゆるものから守られる・・ (加害者)決して見捨てられない・・
 - → 見守るネットワークの「絆」の総量

v)「新たな道を見つけていく」

- ~(被害者)本来の力の発揮、生きたかった道のり (加害者)成長可能性、異なった見方へ
 - → 教育コミュニティの温かい配慮と工夫

vi)将来的な和解の可能性を探る

- ~ (被害者)怒りと恐怖を超えて・相手を赦す・・ (加害者)罪を認めること・心からの謝罪へ
 - → 修復的司法~決して容易なことではないのだが・・。

<事後対応の手順>

- ①事実関係の確認(同時に心理ケア)
 - ~学生支援課に情報集約/大学としての把握~
 - □ (相談機関からはサポートの一環として)
- ②事後対応チームの編成
 - ~(例)指導教員+助教(最上級生)+カウンセラーor/and医師~ □ (サポートと情報管理の方針と実際を協議)
- ③ハイリスク群へのサポート
 - ~周囲の学生(研究室・サークル等)、親しい友人、目撃した学生等 □ (状況に応じてご家族、対応に追われる教職員も)
- ④情報の管理(新たな動揺を抑える)
 - ~ 個人情報への留意/後追い・群発の防止/SNS控える □(ご家族のご意向/事実に基づきつつ詳細伝え過ぎない)
- ⑤ キャンパス全体への防止策
 - ~ 大学としての対策(教育環境の点検、研修、注意喚起) (新たな来談学生に備える構えを備えつつ)

*守秘の問題に関連して―

- <原則>
 - *情報は正規のルートで、関係者の納得・了承のもとに "自己情報コントロール権"
 - *学生・教職員・家族への信頼を相互に、育てていくことでもある

<意義・留意点>

- 1, 相談関係成立の(大)前提 —"安心感の源"ー
- 2, 教育責任・管理責任とのバランス
- 3, "持ちこたえる"ことの意味
 - *学生の自我の成長を促すこと一
 - ~"守られている体験""自己責任""秘密を保てる"
 - *教職員・親の教育力を伸ばすこと一
 - ~"見守る力""分からないことへの耐性・勇気"
- 4, 伝えてほしいこと・ほしくないことの確認
- 5, 学生の身の安全が心配されるとき = "自傷他害の恐れ" = <事件性のある諸問題: これら(大)原則を超える判断!>

*「発達障害」的な課題における対応施策

- 1)学生の特性を把握 (多様化・資質のばらつき)
 - *「発達障害」概念が急速に流布 (コミュニケーション/社会性/固執傾向)
- 2)基本は"学生の個別性に合わせた教育・支援"
 - *本人が理解できる枠組みでの指導と課題提示
 - ~問われるのは、教育力/支援力(共有/研修)
- 3)キャンパス内の協力体制をいかに形成していくか
 - *「入口」(学力/興味/個性/出身等)と

「出口」(進路/就労等のキャリア)

- * 個別二一ズ(多様性)→ ユニバーサルデザイン
- → 事件性を帯びない環境へ / * 教育機関としての責務

(参考) 『発達障害学生の理解と支援一学生相談からの提言』

(日本学生相談学会、2015)

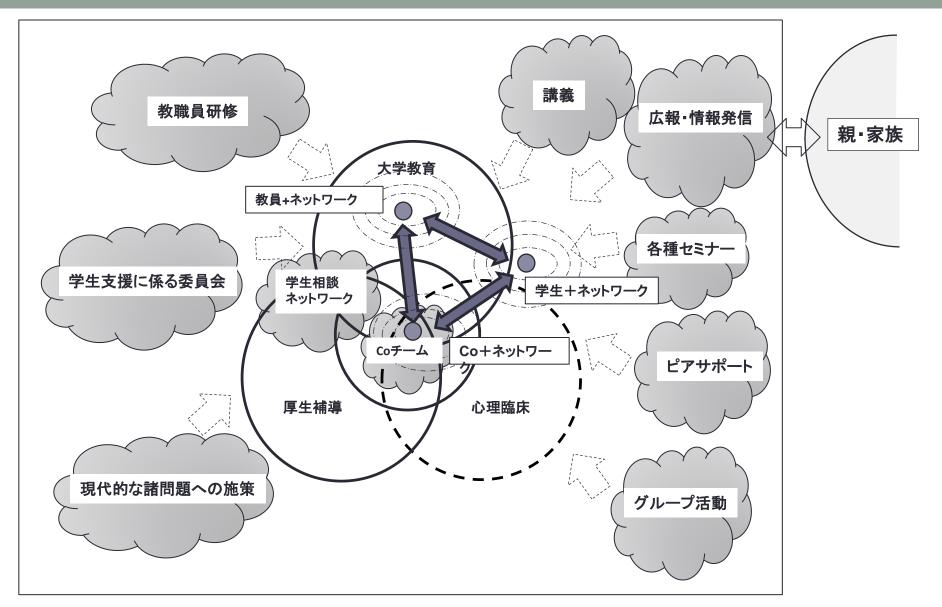
*「学生相談・学生支援」の活用・整備(別紙資料)

- 1) 「学生生活サイクル」の視点 (鶴田,2001等)
- ~ 学年ごとの心理的課題を明らかにし、学年があがるにつれてそれらが変化することに注目して、大学生を理解する視点
 - → 教育プログラムの工夫 / 学生支援の工夫
- 2) 「3階層モデル」 ((独)日本学生支援機構,2007)
 - ~ 「第1層:日常的」⇔「第2層:制度化」⇔「第3層:専門的」
 - → 適切な連携・協働(情報共有と守秘義務のバランス)
- 3)「学生支援機能の対象と対応」

「分散化」(独立した部署)

⇔□□「集中化」(部門制等でのまとまったセンター)

(各大学の状況と構成員の二一ズに沿って決めていく必要)



(大学コミュニティ)

(参考) 教育コミュニティの中での「連働」

くまとめに代えて>

1)「事件性」をどう乗り越えていくか

- *「事件性」に発展しないあり方・コミュニティ
- *案件・事象が生じた時の対応力とネットワーク
- ⇒ 何よりも大切な「学生」たちを守るために(もちろん教職員も)

2)各大学ごとの個別性と共通性

- * 建学理念・学部構成・キャンパス環境・学生像 etc
 - ⇒ 成長と学びのプロセス/適応・不適応の様相を知ること

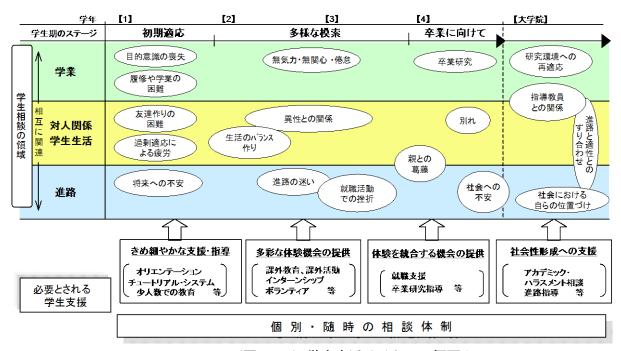
3) 「学生相談・学生支援」の果たす役割

- *「個人」「こころ」に焦点をあてて、学生を支え育てる
- *「学生相談・支援」から望ましい大学教育について発信
 - ⇒ 常に「連携・恊働」そして「連働」しつつ・・。

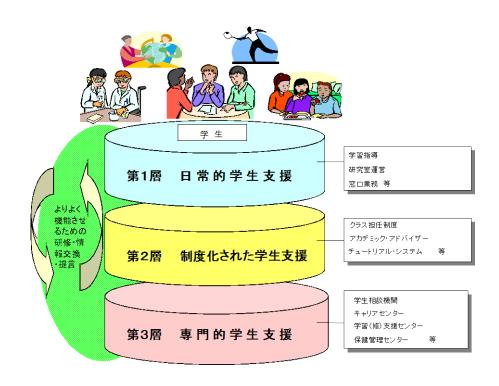
<文献>

- 1) 『学生相談と連携・協働一教育コミュニティにおける 「連働」一』 齋藤憲司,(2015),学苑社
- 2) 『学生相談ハンドブック』日本学生相談学会50周年記念誌編集委員会 (編), (2010), 学苑社
- ⇒「第8章 コミュティの危機への対応」(内野禎司・吉武清實・山中淑江)
- 3) 『大学における学生相談体制の充実方策について—「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」—』(独)日本学生支援機構, (2007)
- 4) 『アカデミック・ハラスメント防止ガイドライン作成のための提言』 「アカデミック・ハラスメント」防止等対策のための5大学合同研究協議会, (2006)
- 5)『アカデミック・ハラスメント』(第1巻:教職員編、第2巻:相談員編) 齋藤憲司(監修:DVD) 日本経済新聞出版社 ~そのほかの関連文献は、1)にて紹介されています。~

参考資料:大学における学生相談体制の充実方策について-「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」- (独) 日本学生支援機構 より



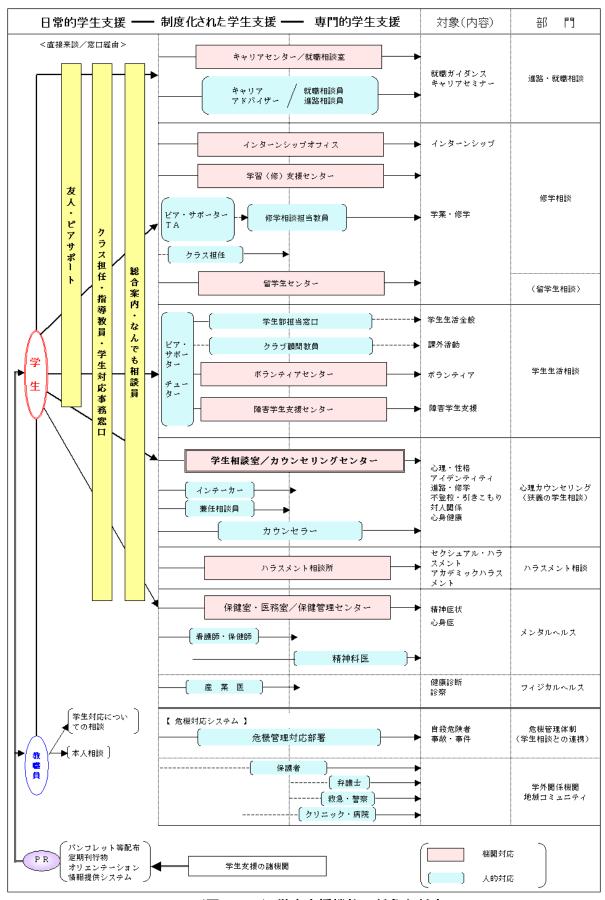
(図1-1)学生生活サイクルの概要¹



(図1-2) 学生支援の3階層モデル

¹ 鶴田(1994他)による一連の著作をもとに作成

参考資料:大学における学生相談体制の充実方策について一「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」 - (独) 日本学生支援機構 より



(図2-1) 学生支援機能の対象と対応